

# 細 則

## 第1条 登録手数料

会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。

登録手数料	3,000円(税抜)
-------	------------

## 第2条 会費

1. 本クラブの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

種別	月額(税抜)
正会員	10,300円
デイトム会員	7,300円
家族会員(2名)	17,600円
家族会員(3名)	24,900円
家族会員(4名)	32,200円
ナイト会員	5,800円
アフタヌーン会員	5,800円
Under29会員	7,800円
アクア会員	6,800円
アクアナイト会員	4,500円
90分会員	5,500円
平日90分会員	4,700円

2. 会員は、入会時に2ヶ月分の会費を現金で支払うものとする。なお、入会初月度に限り、月の途中から利用を開始する場合、初回利用日に該当する1ヶ月目の会費のみ、第4条に定めるところにより、利用開始日に応じて調整した金額を支払うものとする。
3. 3ヶ月目以降の月額会費は、毎月26日までに翌月分の会費を預金口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
4. 90分会員の利用は1日1回限りとする。1回の利用時間が90分を超えた場合は、超過料金を支払うものとする。

1分以上10分未満 300円(税抜)

10分以上20分未満 600円(税抜)

以降、10分毎に300円(税抜)を支払うものとする。

※収納代行会社はSMBCファイナンスサービス株式会社とする。なお、収納代行会社への手続完了までは毎月25日を振替日とする。

## 第3条 会費の年一括払い ※新規・変更受付終了

1. 会員が1年(12ヶ月)分の会費を一括で支払うことを選択した場合、年一括払い会費は次の通りとする。

種別	年一括会費(税抜)
正会員	113,300円
デイトム会員	80,300円
家族会員(2名)	193,600円
家族会員(3名)	273,900円
家族会員(4名)	354,200円
ナイト会員	63,800円
アフタヌーン会員	63,800円
Under29会員	85,800円
アクア会員	74,800円

2. 年一括払いで会費を支払った会員が途中退会する場合、支払い済みの年一括会費の起算日から経過した月数を乗じ算出される金額から解約手数料(月額1ヶ月分相当額)を差し引き、残された金額のみ返還する。この場合に基準とする1ヶ月分の月額会費は、第2条の種別毎に定めた金額を基準に計算する。なお、会費の返還は無利息とする。

※収納代行会社はSMBCファイナンスサービス株式会社と

する。なお、収納代行会社への手続完了までは毎月25日を振替日とする。

## 第4条 入会初月度の会費

細則第2条第2項における入会初月度の会費は、次の通りとする。調整の範囲は、利用開始月の16日から当月末日までに利用を開始する場合に適用する。

種別	16日以降利用開始 月額(税抜)
正会員	5,150円
デイトム会員	3,650円
家族会員(2名)	8,800円
家族会員(3名)	12,450円
家族会員(4名)	16,100円
ナイト会員	2,900円
アフタヌーン会員	2,900円
Under29会員	3,900円
アクア会員	3,400円

## 第5条 家族会員の追加

1. 家族会員は、正会員の同居の親族を家族会員に追加することができるが、この追加に伴う登録手数料は、追加家族会員1名あたり次の通りとし、4名までを限度とする。

登録手数料	3,000円(税抜)
-------	------------

2. 前項の登録手数料は、会則第6条に準用する。月額会費等の支払いについては、細則第2条第2項の規定に準用する。

## 第6条 変更手数料

会則第10条における本クラブの変更手数料は、1回につき1,000円(税抜)とする。

## 第7条 ビジター料金

会則第18条第2項におけるビジター料金は、1名1回につき3,000円(税抜)とする。但し、本クラブは、会員並びに地域へのサービスのために、無料等の特別優待券付または上記以外の金額でビジター利用を受け付ける場合がある。

## 第8条 会員証の再発行

会則第15条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,000円(税抜)とする。

## 第9条 入会手続きに必要な書類

本クラブに入会する者は、入会申込時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③キャッシュカード
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの本人確認書類
- ⑥その他健康証明書等、本クラブが会員サービスの提供と案内のために必要と判断した上で提出を依頼する書類

## 第10条 営業時間及び休館日

1. 本クラブの営業時間は次の通りとする。

平 日	10:00~23:00
土 曜 日	10:00~22:00
日 曜 ・ 祝 日	10:00~19:00

2. 毎週水曜日はクラブ休館日とする。なお、その他、休館日は本クラブが別途営業カレンダーによって定めるものとする。

## 第11条 改正

本細則の改正は、本クラブが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容をクラブの所定の場所に掲示し、本クラブホームページにて会員に告知する

ものとする。

**第12条 本細則の発効**

本細則は平成30年4月1日より発効する。